

記入例

租税条約に関する住民税の届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき、次のとおり届け出ます。

平成31年 3月 1日

小千谷市長 あて

市・県民税の免除を受ける者	氏名	〇〇〇 〇〇〇〇〇		
	住所（居所）	小千谷市城内〇-〇-〇		
	生年月日	1995年4月1日	年齢	23歳
	国籍	中華人民共和国	入国年月日	2018年4月1日
	在留資格	技能実習1号（口）	納税地	小千谷市
	在留期間	2017年4月1日～2019年3月31日		
	入国前の住所	〇〇省〇〇市〇〇区〇〇		
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と <u>中華人民共和国</u> との間の租税条約第 <u>21</u> 条第 <u>1</u> 項により、租税条約に関する届出書を <u>平成30</u> 年 <u>2</u> 月 <u>1</u> 日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称（氏名）	株式会社 〇〇		
	支払者所在地（住所）	小千谷市本町〇-〇-〇		
	契約期間	2017年5月1日～2018年4月30日		
	所得の種類	給与	支払金額	月額120,000円
	支払方法	現金	支払期日	毎月月末
納税管理人 ※届出している場合	氏名			
	住所			
その他参考となるべき事項				

※添付書類

- ・税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し（税務署の受付印のあるもの）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードの表面、在留カードの両面、パスポート、運転免許証のいずれか一つ）の写し
- ・在学証明書（学生の場合）、事業修習者であることを証明する書類（事業修習者の場合）、交付金等の受領者であることを証明する書類（交付金等受領者の場合）、雇用契約等の契約書（雇用契約等を締結している場合）

※注意事項

- ・毎年3月15日（土曜日、日曜日の場合は直後の平日）までに提出してください。期限内に提出がない場合は免除を受けられません。
- ・届出書は毎年提出する必要があるため、提出がない年は免除を受けられません。